

神奈川県依存症相談拠点機関設置運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症（以下「依存症」という。）についての相談等を行う神奈川県依存症相談拠点機関（以下「相談拠点」という。）を設置し、別に定める神奈川県依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）、一般医療機関、民間団体及び依存症回復支援施設、市町村、保健所等を含む関係機関と相互に連携することで、依存症の相談支援体制の整備を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において「依存症者等」とは、依存症患者、依存症に関連する問題（健康障害、虐待、DV、借金、生活困窮等）を有する者、依存症が疑われる者、依存症になるリスクを有する者及びその家族等をいう。

2 この要綱において「関係機関・民間団体等」とは、専門医療機関、一般医療機関、自助グループを含む民間団体、依存症回復支援施設、市町村や保健所等の公的機関など、依存症の関連問題対策に寄与するものをいう。

(実施主体等)

第3条 本事業の実施主体は、神奈川県（以下「県」という。）とする。

2 県は、依存症に関する専門的知識や技術を有し、関係機関・民間団体等との連携、調整等が可能な県精神保健福祉センターに、相談拠点を設置して本事業を実施する。

(事業内容)

第4条 本事業において、相談拠点が実施する事業は以下のとおりとする。

- (1) 連携会議運営事業
- (2) 専門相談支援事業
- (3) 支援者研修事業
- (4) 普及啓発・情報提供事業
- (5) 治療・回復支援事業
- (6) 家族支援事業

(連携会議運営事業)

第5条 相談拠点は、関係機関・民間団体等と密接な連携を図るとともに、依存症に関する情報や課題の共有、研修計画の調整等を目的に、定期的に関係機関・民間団体

等による連携会議を開催する。

- 2 前項の実施に当たっては、依存症それぞれに関係する機関が異なる場合には、分科会を設けることができる。

(専門相談支援事業)

第6条 相談拠点は、依存症者等の状況に応じた適切な相談・指導を含めた依存症に関する支援を実施する。

- 2 前項の実施に当たっては、関係機関・民間団体等の状況の把握に努める。

(支援者研修事業)

第7条 相談拠点は、依存症者等に対する支援を行う人材の養成を目的に、次の研修を実施する。

(1) 相談対応研修

関係機関・民間団体等において依存症者等への相談支援を行う者を対象に、依存症それぞれの特性を踏まえた相談支援に関する研修を行う。

(2) 地域生活支援研修

依存症者等の早期発見・早期介入を目的に、潜在的に依存症者等に対応する機会がある生活の支援を行う者（市町村職員、民生委員、保護司、福祉事務所職員、ハローワーク職員、障害福祉サービス事業所職員、介護職、地域包括支援センター職員、薬剤師、栄養士など）を対象とした、依存症それぞれの特性を踏まえた支援の研修を行う。

(普及啓発・情報提供事業)

第8条 相談拠点は、依存症者等が依存症であるという認識を持ちにくいことや、依存症者等が社会からの差別・偏見を恐れて相談・治療につながりにくくなっているという課題の解決を目的として、依存症は誰もがなり得る「疾患」であること等を周知する普及啓発活動を行う。

- 2 情報の不足から必要な支援につながっていない者に、相談場所等を周知するなど、利用可能な社会資源について情報提供を行う。

- 3 前二項の実施に当たっては、関連事業を実施する民間団体の活用について検討する。

(治療・回復支援事業)

第9条 相談拠点は、依存症者等を対象として、SMARPPをはじめとした集団治療回復プログラムを実施するように努める。

- 2 前項の実施に当たっては、地域の特性に応じたプログラムを使用し、依存症からの回復を目指す多くの者にプログラムを提供できるように努める。

- 3 前二項の実施に当たっては、民間団体と連携を図るものとする。また、会場の設営

等において話しやすい雰囲気が醸成されるように努める。

(家族支援事業)

第10条 相談拠点は、依存症者等に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムに努めるほか、家族会や家族教室等の開催、個別の相談支援等を行う。

2 前項の実施に当たっては、民間団体と連携を図るものとする。また、会場の設営等において話しやすい雰囲気が醸成されるように努める。

(報告等)

第11条 相談拠点は、国又は依存症対策全国拠点機関（以下「全国拠点機関」という。）並びに県又は県が選定した依存症治療拠点機関（以下「治療拠点機関」という。）等から求めがあった場合には、必要事項を報告しなければならない。

(依存症相談員の配置)

第12条 関係機関・民間団体等と連携して本事業を行うため、相談拠点に依存症相談員を配置する。

(相談拠点の周知)

第13条 県及び相談拠点は、相談拠点が依存症の関連問題に関する相談窓口であることを明示し、周知する。

(専門医療機関等との連携)

第14条 相談拠点は、依存症者等が医療を受ける必要があるときは、専門医療機関等と連携して、依存症者等が適切な医療を受けられるように努める。

2 相談拠点は、医療機関と十分な連携をとることが出来るよう、体制の整備に努める。

(専門的な知見の活用)

第15条 本事業の実施に当たっては、厚生労働科学研究データベースや国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）における研究の成果物を含めた専門的な知見を活用する。

(秘密の保持)

第16条 本事業に携わる者（当該業務を離れた者を含む。）は、依存症者等のプライバシーに配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

附則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。